

都都計都計第4052号

令和7年12月23日

公益社団法人 全日本不動産協会埼玉県本部
埼玉県本部長 宮嶋 義伸 様

さいたま市長 清水 勇人
(公印省略)

さいたま市立地適正化計画策定に伴う届出制度の運用について（事前周知）

日頃から、市政に御理解及び御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

都市再生特別措置法に基づく「立地適正化計画」について、本市では令和8年3月の策定を予定しています。

立地適正化計画が策定・公表されると、特定の建築行為等について、着工前に本市へ届出が必要となる場合があります。その内容は宅地建物取引業法第35条（重要事項の説明等）にも関わることから、11月に引き続き、改めて周知させていただくものになります。

計画策定日（＝届出義務発生日）が確定しましたら改めてお知らせします。引き続きご協力のほどよろしくお願いいたします。

■添付資料：立地適正化計画届出制度告知チラシ ver2

※チラシにも記載しておりますが、「さいたま市地図情報」で誘導区域（素案）の詳細を確認することができます。

<https://www.sonicweb-asp.jp/saitama/>（チラシにQRコード有）

※届出に関するウェブページは以下となります。

<https://www.city.saitama.lg.jp/001/010/014/002/p125622.html>（チラシにQRコード有）

担当 さいたま市都市局都市計画部都市計画課

都市計画係 中島、遠藤、松山

直通 048-829-1403

FAX 048-829-1979

E-mail: toshi-keikaku@city.saitama.lg.jp

「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です